

○ J R 久留里線活性化協議会規約

令和 2 年 4 月 1 5 日制定

令和 3 年 4 月 3 0 日改正

(設置)

第 1 条 J R 久留里線の沿線市である木更津市、君津市、袖ヶ浦市（以下「関係市」という。）、千葉県、東日本旅客鉄道株式会社千葉支社及び地域団体等が相互に連携し、J R 久留里線の利用促進に関する取組を推進することにより、同線の持続的な発展と沿線地域の振興に資するため、J R 久留里線活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、関係市の長、千葉県の代表者及び東日本旅客鉄道株式会社千葉支社の代表者（以下「会員」という。）をもって組織する。

(所掌事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) J R 久留里線の利用促進に関する事業を行うこと。
- (2) J R 久留里線の沿線地域の振興に関する事業を行うこと。
- (3) 事業計画の決定及び変更に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 規約の制定及び変更に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他必要と認める事項に関すること。

(役員)

第 4 条 協議会に、会長 1 名、副会長 2 名、監事 1 名を置く。

- 2 前項に規定する者（以下「役員」という。）は、総会において選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第 5 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のために選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了後においても、後任の役員が選出されるまでの間は、その職務を行うものとする。

(アドバイザー)

第5条の2 協議会に、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、会長が任命する。

3 アドバイザーは、次に掲げる事項について、技術的かつ専門的な助言を行う。

(1) 第3条第1号及び第2号に掲げる事業の手法及び効果に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項に関すること。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、会員(次条の規定により出席した者を含む。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 議長は、やむを得ない事由があると認めるときは、書面による協議をもって協議会の議決に代えることができる。

5 第3項の規定は、前項の規定により書面による協議を行う場合において準用する。

(代理出席)

第7条 会員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、代理人を出席させることができる。

(意見の聴取等)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(幹事会)

第9条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、関係市及び県の職員並びに東日本旅客鉄道株式会社千葉支社の社員(第2条に規定する者を除く。)並びに地域団体等の代表者(以下「幹事」という。)をもって組織する。

3 幹事会は、必要に応じ会長が招集する。

4 幹事会に幹事長を置き、会長が所在する市の職員から会長が指名する。

5 幹事会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 協議会に付議する事項に関すること。

(2) 協議会の目的を達成するために実施する事業の企画、運営等に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項に関すること。

6 幹事会の会議は、幹事長がその議長となる。

7 幹事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

8 議長は、やむを得ない事由があると認めるときは、書面による協議をもって幹事会の議決に代えることができる。

9 第7項の規定は、前項の規定により書面による協議を行う場合において準用する。

(守秘義務)

第10条 会員、アドバイザー及び幹事は、職務上知り得た次に掲げる秘密情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(1) 秘密である旨を表示した書面により開示された事項

(2) 秘密である旨を明示して口頭により開示された事項

(部会)

第11条 幹事会は、第3条第1号、第2号又は第6号に掲げる事項を実施するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(庶務)

第12条 協議会、幹事会及び部会の庶務は、会長が所在する市が行う。

(経費)

第13条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。